

法務省政策評価有識者会議（第 80 回）議事録

1. 日 時

令和 8 年 8 月 7 日（金）～26 日（水）

2. 場 所

持ち回り審議による

3. 出 席 者

＜政策評価有識者会議構成員＞

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
石 谷 匡 希	株式会社いしたに製作所代表取締役
大 屋 雄 裕	慶應義塾大学法学部法律学科教授
(座長) 小 川 恵 司	弁護士
中 島 正 喜	一般社団法人共同通信社経営企画局次長
堀 田 聡 子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
吉 開 多 一	国士舘大学法学部法律学科教授
横 田 響 子	株式会社コラボボ代表取締役

4. 議 題

- (1) 令和 8 年度事後評価実施結果報告書（案）について
- (2) 令和 8 年度事前評価実施結果報告書（案）について
- (3) 令和 8 年度法務省事後評価の実施に関する計画の改定（案）について

5. 概 要

議題(1)～(3)について、各委員から意見を聴取した。

6. 主な意見・指摘等

各委員からの質問・意見については、別添のとおり。

令和8年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究	中島委員	全般	「闇バイト」による強盗や窃盗は、ニュースで知る限りですが、あまりにも稚拙な手口が多いと思います。防犯カメラによる追跡などによって、捕まってしまうことを理解できていないようです。割に合わない犯行に手を染めるのは、新聞やテレビなど日々の報道に触れておらず、当然知っておくべき社会常識を身につけていないことが一因ではないでしょうか。今、情報源と言えば圧倒的にインターネットだと思われますが、自分の好みや興味のある情報しか入ってこない性質(フィルターバブルやエコーチェンバー)があり、また、生成AIに質問しても耳障りの良い回答をする傾向(シコファンシー)があると指摘されています。こうしたバイアスがかかった情報ばかりと接することが最近の犯行に影響を与えている可能性があるという視点でも調査してほしいと勝手に思っています。報道機関に身を置く人間が、自分の業界に都合がよい発言をしているようで大変恐れ入ります。	本研究は、受刑者等に新たに質問をするような方法ではなく刑事確定記録から得られる情報を分析して行うことから、御指摘の視点に係る情報が同記録内に見当たらない場合には対応困難であるものの、例えば、学歴や動機についての情報は通常同記録に記載されていることもあり、適切な分析を行って闇バイトによる強盗・窃盗に関与した者の特徴を見出して参ります。
2	窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究	朝日委員	全般	調査対象を「窃盗又は強盗により有罪判決の言渡しを受け、有罪判決が確定した者」に限定していますが、不起訴等となるケース等も合わせて分析しないと選択バイアス下での分析となってしまうかとも思われます。分析結果の外的妥当性の観点はいかがでしょう。	本研究は、①有罪判決が確定したことにより行われる、刑事司法上の処遇プログラム・社会復帰支援策の充実につながる基礎資料を提供することを目的の一つとしている上、②有罪判決が確定した事案は、検察官の判断等のみしか経ていない不起訴事案と比べれば、犯罪事実の有無その他の研究の対象となる事実関係の確実性等がより高いといえ、さらには、③研究部報告57「窃盗事犯者に関する研究」においても有罪判決が確定した者を対象としていたところ、同研究実施時からの種々の変化を見る観点や、④一般的に起訴されるのが遺例であろう闇バイト・トリックウに関連する窃盗・強盗をした者の特徴を見出す観点から、本研究においては、有罪判決が確定した者を対象としようとするものであり、適切な調査・分析に努めて参ります。
3	窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究	小川委員	全般	特にありません。必要な研究かと思います。	いただいた御意見を踏まえ、研究を進めて参ります。
4	秋田法務総合庁舎新営工事	小川委員	全般	特にありません。必要と思います。	評価書のとおり、事業を進めて参ります。
5	窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究	吉開委員	P8 2. 事業等の内容[(1)課題・ニーズ]	先行研究である研究部報告64では、特殊詐欺に含まれる事犯として恐喝および窃盗事犯も含めていたと理解しています(同報告書P3)。今回も特殊詐欺に関連する窃盗事犯を対象にするようですが、若干の重複もあるように感じます。先行研究との関係ではどのような新規性を想定されているのでしょうか。	本研究は、特殊詐欺に係る手口である払出盗・職権盗を研究対象の一部に含み、御指摘の研究部報告64が参考になる部分はありますが、全体としては、窃盗及び強盗に関する基礎研究を進めつつ、近年、社会問題となっている闇バイト・トリックウに関連する窃盗・強盗についても取り上げて、それらの近年の実態を明らかにしようとするものであって、特殊詐欺の実態を明らかにしようとするものではないことから、総じて研究部報告64とは異なるものと考えています。
6	窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究	吉開委員	P8 2. 事業等の内容[(1)課題・ニーズ]	「闇バイト」の事案では、特に人身に多大な危害を加える強盗事犯の実情とその抑止の方法に社会的なニーズが高いと考えられますので、件数は窃盗事犯に比較して少ないかもしれませんが、今後の抑止の方法に示唆を与えられる内容になることを期待しています。	いただいた御意見を踏まえ、研究を進めて参ります。

令和8年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	朝日委員	全般	「女性と犯罪に関する研究」の研究成果が、実際にどのような政策立案・改善に活用されたかを追跡する仕組みはあるのでしょうか。この成果活用の評価基準(事後評価項目7)の実績を測定する具体的なデータ・エビデンスは何を想定されていますでしょうか。	研究部報告については、発刊後、ホームページ上に公開することはもちろん、関係各部署へ配布しているところ。その際、各種の会議体の報告書その他において引用等したときには連絡するよう依頼をしています。具体的なデータとしては、そのような引用等の実績があり得るところですが、上記のような依頼はもちろん、そもそも、テーマの選定時点から、省内関係部局のニーズを踏まえた時機に即した研究が行えるよう、省内の関係部局が参加する会議における協議を経てテーマを決定していることもあって、各種政策の立案における基礎的資料として活用されているものと考えています。
2	宇都宮法務総合庁舎整備事業	朝日委員	全般	本件だけではないのですが、施設整備事業(事業評価方式)において、事前評価時の事業費やLCCの試算と、事後評価時における費用・工期・不調・利用状況等との乖離分析を行う枠組みはありますでしょうか。またデータ取得等の観点から、そのような分析は可能なのでしょうか。	施設整備事業(事業評価方式)において、事前評価時の事業費やLCCの試算について事後評価時における乖離を分析する枠組みはありません。 なお、整備費用・工期・入札不調の有無・維持管理費といった実績は把握可能であり、乖離の要因分析については、社会情勢の変化・物価変動・資材流通といった複合的要因によること、事業結果に乖離が生じた場合はその原因を分析し、次の整備事業を計画する際に反映することとしています。
3	法教育の推進	朝日委員	全般	課題認識に基づき「法教育教材の提供」「法教育セミナーの実施」が主要な活動として位置づけられており、教材が利用されないという評価がありました。当課題のニーズ評価的な認識との対応を教えてください。ただけだと存じます(教材に関する事前のニーズ評価の課題なのか、当初のニーズ評価以外の事象が要因なのか、についてのご認識はいかがでしょうか。)	法教育教材が利用されない要因としては、教材作成時のニーズ評価が不十分であったことのほか、周知・広報が不十分であったこと等も考えられるところであり、今後の実践状況調査の結果等も踏まえ、法教育教材の作成・提供のあり方について検討して参ります。
4	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	朝日委員	全般	「民間協力者の確保・支援」として保護司等の確保が重点活動の一つとされていますが、保護司が「全国として不足している」という把握に対し、地域別の需給ギャップの実態は分析されているのでしょうか。	委員御指摘のとおり、全国における保護司数は定員に満たないところですが、一方で、地域活動や処遇活動に必要な保護司の数や、保護司の多様性の確保の状況については、地域によって実情が異なることから、保護観察所においては、各地区保護司会と協議を行うなどして、その意向等を踏まえた適任者確保の取組を実施しております。
5	法曹養成制度の充実	朝日委員	全般	「法曹養成制度の充実」では、法曹の志望者減に対する施策を「法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の強化」とあり、志望者減の原因を情報の不足と判断しているかと思われます。他方、志望者の減少を弁護士キャリアの見通しや需要飽和などの需要側の要因も考えられるかと思いますが、そのような分析の実施あるいは想定はあるのでしょうか。	当省においては、法曹志望者数や法曹の質に関する調査を定期的に実施しているところ、御指摘の点についてもこれらの調査の中で実施していくことを検討して参ります。
6	法教育の推進	小川委員	49頁今後の方向性	出前授業の実施回数は、年々増えており、今後も増加することが見込まれる。ニーズがあってもマンパワー不足であり、どう対応するかは課題である。後述の法曹養成制度とも重なるが、2つの行政目的を同時に達成するため、法曹三者が協力し、出前授業の実施を増やしていくことが重要である。有償無償などの違いがあり、難しい面はあるが、そこを乗り越えて、法曹三者と法務省が協力して法教育を推進していくてほしい。	御指摘のとおりであり、引き続き、法曹三者と連携を図って参ります。
7	法曹養成制度の充実	小川委員	72頁今後の方向性	サイトを通じた情報発信と出前授業等を通じたリアル体験により、法曹志望者を増やしていくのが現実的であるが、法務省単独での努力は限界がある。法曹志望者増加は、法曹三者すべてが望んでいることであり、協議会で意見交換するだけでなく、三者＋法務省が協力して、法曹の魅力などの情報発信とリアルイベントを共催するなど将来的に検討してほしい。弁護士会のイベントで法務省のパンフレットを配ったりなど、一部は共同した取り組みができているので、協力を全国に広めてほしい。特に、裁判所は役所なので、法務省が「間」に入らないと、なかなか新しいことには踏み込めない役所なので、法務省には期待しています。	重要な取組と認識しており、関係機関と連携して参ります。
11	法教育の推進	吉開委員	P45 4. 法教育に関する情報発信等－法教育に関する情報発信等の取組状況	第79回 有識者会議でも発言したことです。対象となる若い世代において、法務省の法教育ホームページやマスコミキャラクターに対する認知度が高くない状況のままであるのはもったいないと思います。若い世代に認知度を上げるため、既存の動画等のコンテンツを活用した新たなSNSの利用など、引き続き改善の工夫をお願いします。	Instagramなど新たなSNSを活用するなど、情報発信について工夫して参ります。
12	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	吉開委員	P85－86 (2)各評価項目の判定	令和7年6月から拘禁刑が施行されたことに伴い、今後の矯正処遇の現場ではこれまで以上に各犯罪者の特性に応じた処遇が求められることになると考えています。今回の調査では「女性犯罪者」に焦点を当て、その困難に応じた処遇・支援の在り方についての提言も行っており、結果報告書にも記載されているとおり、今後の犯罪者処遇に資する有益な研究であったと考えます。	いただいた御意見を踏まえ、今後の研究を行って参ります。
13	法教育の推進	横田委員	P46 Youtubeチャンネルによるコンテンツ	法務省発信であるコンテンツであることを概要欄でもう少し強調をしてみてもいいのでしょうか？①リンク先を見ても、MOJチャンネルであること＝法務省と一般の方は認識が難しい。発信元の明示が重要だと考える。	御指摘のとおり、Youtubeの概要欄を修正いたしました。(大臣官房秘書課広報室)御指摘を踏まえ、検討して参ります。(司法法制部)
14	法教育の推進	横田委員	P40 法教育授業実施状況と教材利用状況	小学校における法教育授業実施は一定数行われている一方、提供している法教材の活用は4.1%に留まる。利用しなかった理由を明確にするとともに、妥当な目標設定を行う必要がある。	御指摘を踏まえ、今後の実践状況調査において、教材不活用の理由を分析するほか、政策評価における目標設定についても更に検討して参ります。
15	法教育の推進	石谷委員	全体の状況・今後の方向性(P49)	フォロー人数だけ見ても仕方がなく、閲覧者の意識や行動の変容を分析するという内容がしっかり入った点、いいと思います	御意見ありがとうございます。

令和8年度法務省事後評価の実施に関する計画(改訂案)に対する質問・意見

No.	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	横田委員	P14 成果目標②(アウトカム)	各活動領域における法曹有資格者の活動状況と、その推移を把握することは重要と考えます。特に、今後活動を広げたい領域として、中小企業等における法務分野なども想定されていたと記憶しています。 その上で、活動状況を把握する手法は既に確立されているのでしょうか。 例えば、司法修習修了時の進路アンケート等による把握を想定しているのか、あるいは修了後数年を経た時点での活動領域やキャリアの変化についても継続的に追跡可能なのか、具体的な把握方法についてご教示いただきたいです。	過去に実施した調査においては、企業に対し、法曹有資格者の在籍状況や採用時期等に関するアンケート調査を実施しています。 その結果、一定程度の実態把握を行うことができたと考えていますが、キャリアの変化を継続的に追跡する手法も含め、より効果的な調査方法について引き続き検討して参ります。
2	横田委員	P38 施策群4 アウトプット	保護司の人数把握はできているが、新たに保護司として活動を始めた方々の人数把握も重要かと思います。定量指標への追加をご検討いただけると幸いです。	委員御指摘のとおり、定量指標への追加を検討いたします。
3	横田委員	P55 施策群2 アウトプット	民事裁判手続のデジタル化への対応について、定性的な把握に加え、オンライン利用率、デジタル対応可能な手続の割合、事務処理時間の短縮など、進捗や効果を把握できる定量指標を設定することはできないでしょうか。特に、活動目標である「裁判の迅速化への寄与」との関係が確認できる指標があると、成果がより分かりやすいと考えます。	当局としては、業務システムの改修やAI活用による業務効率化を進めるとともに、裁判所による訴訟指揮の下、ウェブ会議を利用した期日の打診があった場合には特段の支障がない限りこれに応じるなど、民事裁判手続のデジタル化に適切に対応することにより、裁判の迅速化に協力しているところであります。 これらの取組については、その性質上、御指摘のような成果を適切に示す定量指標を設定することは困難ですが、令和12年度に予定している総合評価においては、業務システムの整備状況及び民事裁判手続のデジタル化への対応状況を総合的に評価するとともに、審理期間の推移等の定量的な情報も活用しながら、その効果について検証して参ります。